

省令が定める基準の内容	省令の条項														
<p>1. 従業者の基準及び従業者数</p> <p><b>◆ 従業者の員数及び管理者</b></p> <table border="1" data-bbox="268 443 933 824"> <tr> <td>▶ 薬剤師</td> <td>・実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td>▶ 看護師若しくは 准看護師(以下 「看護職員」とい う。)又は介護職 員(以下「看護・ 介護職員」とい う。)</td> <td>・看護・介護職員 ・常勤換算で、入所者の数が3又はその端 数を増すごとに1以上 ・介護職員の員数 ・看護・介護職員の総数の5/7程度を標準 とする。</td> </tr> <tr> <td>▶ 支援相談員</td> <td>・1以上(入所者の数が100を超える場合に あつては、常勤の支援相談員1名に加え、 常勤換算で、100を超える部分を100で除 して得た数以上。)</td> </tr> </table> <p>※介護支援専門員は、専従常勤。ただし、入所者の処遇に支障がない場 合は、当該施設の他の職務に従事可とし、介護支援専門員が下記に規 定する本体施設に従事する場合で、当該本体施設の入所者の処遇に支 障がない場合は、下記に規定するサテライト型小規模介護老人保健施 設の職務に従事可。</p> <table border="1" data-bbox="268 1025 933 1236"> <tr> <td>▶ 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士</td> <td>常勤換算で、入所者の数を100で除して得 た数以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 栄養士</td> <td>入所定員100以上の介護老人保健施設に あつては、1以上</td> </tr> <tr> <td>▶ 介護支援専門員</td> <td>1以上(入所者の数が100又はその端数を 増すごとに1を標準とする。)</td> </tr> </table> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設の医師、支援相談員、理学療 法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次 に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健 施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置か ないこと可。</p> <p>① 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士若しくは作業 療法士、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>② 病院 医師、栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介 護支援専門員(介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>※上記にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支 援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門 員の員数の基準は、次のとおり。</p> <p>① 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士 併設される病院又は 診療所の医師、理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当 該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切 に行われると認められるときは、置かないこと可</p> <p>② 支援相談員又は介護支援専門員 当該医療機関併設型小規模介 護老人保健施設の実情に応じた適当数</p> <table border="1" data-bbox="268 1960 933 2016"> <tr> <td>▶ 調理員、事務員 その他の従業者</td> <td>実情に応じた適当数</td> </tr> </table>	▶ 薬剤師	・実情に応じた適当数	▶ 看護師若しくは 准看護師(以下 「看護職員」とい う。)又は介護職 員(以下「看護・ 介護職員」とい う。)	・看護・介護職員 ・常勤換算で、入所者の数が3又はその端 数を増すごとに1以上 ・介護職員の員数 ・看護・介護職員の総数の5/7程度を標準 とする。	▶ 支援相談員	・1以上(入所者の数が100を超える場合に あつては、常勤の支援相談員1名に加え、 常勤換算で、100を超える部分を100で除 して得た数以上。)	▶ 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士	常勤換算で、入所者の数を100で除して得 た数以上	▶ 栄養士	入所定員100以上の介護老人保健施設に あつては、1以上	▶ 介護支援専門員	1以上(入所者の数が100又はその端数を 増すごとに1を標準とする。)	▶ 調理員、事務員 その他の従業者	実情に応じた適当数	<p>第2条(第1項第1号・第3号、第6項第3 号及び第7項第1号(医師)を除く。)</p>
▶ 薬剤師	・実情に応じた適当数														
▶ 看護師若しくは 准看護師(以下 「看護職員」とい う。)又は介護職 員(以下「看護・ 介護職員」とい う。)	・看護・介護職員 ・常勤換算で、入所者の数が3又はその端 数を増すごとに1以上 ・介護職員の員数 ・看護・介護職員の総数の5/7程度を標準 とする。														
▶ 支援相談員	・1以上(入所者の数が100を超える場合に あつては、常勤の支援相談員1名に加え、 常勤換算で、100を超える部分を100で除 して得た数以上。)														
▶ 理学療法士、作 業療法士又は言 語聴覚士	常勤換算で、入所者の数を100で除して得 た数以上														
▶ 栄養士	入所定員100以上の介護老人保健施設に あつては、1以上														
▶ 介護支援専門員	1以上(入所者の数が100又はその端数を 増すごとに1を標準とする。)														
▶ 調理員、事務員 その他の従業者	実情に応じた適当数														

従  
う  
べ  
き  
基  
準

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	2. サービスの適切な利用・適切な処遇・安全確保・秘密保持等	
	◆ 内容及び手続の説明及び同意	第5条第1項(準用する場合を含む。)
	◆ 提供拒否の禁止	第5条の2(準用する場合を含む。)
	◆ 身体拘束等の制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所(入居)者又は他の入所(入居)者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</li> <li>▶ 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所(入居)者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</li> </ul>	第13条第4項・第5項、第43条第6項・第7項
	◆ 診療の方針	第15条(準用する場合を含む。)
	◆ 看護及び医療的管理の下における介護	第18条第7項、第44条第8項
	◆ 管理者による管理	第23条(準用する場合を含む。)
	◆ 勤務体制の確保等 ユニット型介護老人保健施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>▶ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</li> <li>▶ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> <li>▶ ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</li> </ul>	第48条第2項・第3項
	◆ 秘密保持等 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> <li>▶ 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>▶ 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。</li> </ul>	第32条(準用する場合を含む。)

	省令が定める基準の内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	<p>◆ 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</li> <li>▶ 1 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</li> <li>▶ 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</li> <li>▶ 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</li> <li>▶ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</li> <li>▶ 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</li> <li>▶ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	第36条(準用する場合を含む。)
参 酌 す べ き 基 準	<p>3. 基本方針</p> <p>◆ 事業の基本方針</p>	第1条の2 第40条

省令が定める基準の内容		省令の条項																				
4. 設備及び備品等	◆ サービス提供に必要な設備・備品等	第3条(第1項第1号・第2号・第3号及び第2項第1号・第2号を除く。)、第41条(第1項第2号・第3号及び第2項第1号イ・第2号を除く。)																				
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>▶ 談話室</td> <td>・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さ。</td> </tr> <tr> <td>▶ 食堂</td> <td>・2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積</td> </tr> <tr> <td>▶ 浴室</td> <td>・体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置。</td> </tr> <tr> <td>▶ レクリエーション・ルーム</td> <td>・レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備。</td> </tr> <tr> <td>▶ 洗面所</td> <td>・療養室のある階ごとに設置。</td> </tr> <tr> <td>▶ 便所</td> <td>・療養室のある階ごとに設置。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設置。</td> </tr> <tr> <td>▶ サービス・ステーション</td> <td>・有しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>▶ 調理室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>▶ 洗濯室又は洗濯場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>▶ 汚物処理室</td> <td></td> </tr> </table> <p>※サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないこと可</p>		介護老人保健施設		▶ 談話室	・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さ。	▶ 食堂	・2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積	▶ 浴室	・体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置。	▶ レクリエーション・ルーム	・レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備。	▶ 洗面所	・療養室のある階ごとに設置。	▶ 便所	・療養室のある階ごとに設置。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設置。	▶ サービス・ステーション	・有しなければならない。	▶ 調理室		▶ 洗濯室又は洗濯場	
介護老人保健施設																						
▶ 談話室	・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さ。																					
▶ 食堂	・2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積																					
▶ 浴室	・体の不自由な者が入浴するのに適したもの。 ・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置。																					
▶ レクリエーション・ルーム	・レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備。																					
▶ 洗面所	・療養室のある階ごとに設置。																					
▶ 便所	・療養室のある階ごとに設置。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの。 ・常夜灯を設置。																					
▶ サービス・ステーション	・有しなければならない。																					
▶ 調理室																						
▶ 洗濯室又は洗濯場																						
▶ 汚物処理室																						

参考すべき基準

省令が定める基準の内容		省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	<b>ユニット型介護老人保健施設</b> ▶ 共同生活室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状。</li> <li>・1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準</li> <li>・必要な設備及び備品を備える。</li> <li>・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さ</li> </ul>	
	▶ 洗面所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室ごとに設置、又は共同生活室ごとに適当数設置。</li> <li>・身体の不自由な者が使用するのに適したもの。</li> </ul>	
	▶ 便所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・療養室ごとに設置、又は共同生活室ごとに適当数設置。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したもの</li> <li>・常夜灯を設置。</li> </ul>	
	▶ 浴室 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの</li> <li>・一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置。</li> </ul>	
	※上記の施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないこと可。	
参 酌 す べ き 基 準	5. その他の運営に関する基準（主なもの）	
	◆ サービス提供困難時の対応	第5条の3（準用する場合を含む。）
	◆ 受給資格等の確認	第6条（準用する場合を含む。）
	◆ 要介護認定の申請に係る援助	第7条（準用する場合を含む。）
	◆ 入退所	第8条（準用する場合を含む。）
	◆ サービス提供の記録	第9条（準用する場合を含む。）
	◆ 利用料等の受領	第11条、第42条
	◆ 保険給付の請求のための証明書の交付	第12条（準用する場合を含む。）
	◆ 介護保険施設サービスの取扱方針	第13条（第4項及び第5項を除く。）、第43条（第6項及び第7項を除く。）
	◆ 施設サービス計画の作成	第14条（準用する場合を含む。）
◆ 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等	第16条（準用する場合を含む。）	
◆ 機能訓練	第17条（準用する場合を含む。）	

	省令が定める基準の内容	省令の条項
参 酌 す べ き 基 準	◆ 看護及び医療的管理の下における介護	第18条(第7項を除く。)(準用する場合を含む。)
	◆ 食事の提供	第19条、第45条
	◆ 相談及び援助	第20条(準用する場合を含む。)
	◆ その他のサービスの提供	第21条、第46条
	◆ 入所者に関する市町村への通知	第22条(準用する場合を含む。)
	◆ 管理者等の責務	第24条(準用する場合を含む。)
	◆ 計画担当介護支援専門員の責務	第24条の2(準用する場合を含む。)
	◆ 運営規程	第25条、第47条
	◆ 勤務体制の確保等	第26条、第48条(第2項及び第3項を除く。)
	◆ 定員の遵守	第27条、第49条
	◆ 非常災害対策	第28条(準用する場合を含む。)
	◆ 衛生管理等	第29条(準用する場合を含む。)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</li> <li>▶ 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければならない。</li> <li>▶ 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。</li> <li>▶ 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。</li> <li>▶ 当該施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。</li> <li>▶ 前に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。</li> </ul>	
	◆ 協力病院	第30条(準用する場合を含む。)
	◆ 掲示	第31条(準用する場合を含む。)
	◆ 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	第33条(準用する場合を含む。)
	◆ 苦情処理	第34条(準用する場合を含む。)
	◆ 地域との連携等	第35条(準用する場合を含む。)
	◆ 会計の区分	第37条(準用する場合を含む。)
	◆ 記録の整備	第38条(準用する場合を含む。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</li> <li>▶ 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設サービス計画</li> <li>・ 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</li> <li>・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録</li> <li>・ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</li> <li>・ 市町村への通知に係る記録</li> <li>・ 苦情の内容等の記録</li> <li>・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</li> </ul> </li> </ul>		

